

東庄町立東庄小学校 いじめ防止基本方針

【基本理念】

一人一人が命の大切さを知り、互いに認め合い、高め合う児童の育成

1 いじめの定義といじめに対する本校の基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する小・中学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 第2条）

個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。

例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

ただし、このことは、いじめられた児童の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた児童本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。

(2) 本校の基本的な考え方

「いじめは、どの学校・どの学級でも起こり得るものであり、いじめ問題に全く無関係で済む児童はいない。」という基本的な考え方にたち、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。いじめには様々な特質があるが、以下の①～⑧は、教職員がもつべきいじめ問題についての基本的な考え方である。

- ① いじめはどの児童にも、どの学校でも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気付きにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の児童観や指導のあり方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育のあり方に大きな関わりをもっている。
- ⑧ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

2 いじめの形態（具体的な内容）

- (1) 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- (2) 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- (3) 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- (4) ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- (5) 金品をたかられる。
- (6) 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- (7) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- (8) パソコンやスマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- (9) けんかやふざけ合いであっても、心身の苦痛を感じていけばいじめと認知する。

3 学校いじめ対策組織の設置と校内体制

- (1) 名称 いじめ対策委員会
- (2) 目的 いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処等の措置を組織的に行う。
- (3) 構成メンバー
校長、教頭、教務主任、生徒指導正副主任、教育相談正副主任、養護教諭（民生児童委員、PTA会長、PTA副会長、PTA専門部長）
※括弧内は、事案によって招集する。
- (4) 開催 学期に1回開催する。状況によっては、緊急いじめ対策委員会を開催し、迅速に対応する。
- (5) 取組
 - ① 学校いじめ防止基本方針を策定する。
 - ② 学校いじめ防止基本方針に基づき、具体的な年間計画の作成・実施・検証・修正を実施する。
 - ③ 「いじめ防止」「早期発見」「いじめに対する措置」等に関する職員研修を企画・運営する。
 - ④ 学校におけるいじめの相談・通報の窓口となる。
 - ⑤ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに関わる情報の収集と記録、共有を図る。
 - ⑥ いじめの疑いに関する情報があった時の緊急対処方針の決定と、保護者との連携を図る。
 - ⑦ 構成員は、生徒指導部会を基本とするが、①の基本方針の策定に際しては保護者等地域の代表も構成員とする。また、⑥の緊急対処に際しては、関係職員や必要に応じてスクールカウンセラー、児童相談所職員や警察関係者をメンバーとする等、柔軟に定める。

4 いじめ防止等のための方針

- (1) 人権意識の向上や規範意識の醸成を図るとともに、生命を大切にすることを育むことによって、いじめの防止・早期発見に努める。
- (2) 児童のコミュニケーション能力の向上を図るとともに、豊かな人間関係づくりを推進する中で、いじめの防止・早期発見に努める。

- (3) 発達の段階に即した確かな児童理解、教育相談の重視、全職員による一貫性のある組織的な指導の中で、いじめの防止・早期発見に努める。
- (4) 学校全体での暴力・暴言の排除、過度な競争意識や勝利至上主義等、児童のストレスを高くする指導を見直す中で、いじめの防止に努める。
- (5) 学校と家庭・地域・関係機関が連携・協働して、いじめの早期発見に適切に努めるとともに、発生時には毅然と対処し、継続的にその指導にあたる。

5 具体的な取組

(1) いじめの未然防止

いじめを未然に防止するためには、様々な行事等を通して、児童一人一人が認められ、互いに思いやれる人間関係づくりに、全校を挙げて取り組まなければならない。また、児童一人一人を大切にしたい授業を展開し、確かな学力の定着を図っていく中で、学習活動での達成感・成就感を味わわせ、自尊感情を育むよう努めなければならない。

また、人権尊重の点から考えても、次の5点には特に注意が必要である。

- 発達障害を含む障害のある児童に対する理解
- 帰国子女や外国人の保護者などで、言語・文化の違いに対する理解
- LGBTに対する理解と必要な対応
- 東日本大震災などで被災した児童への対応
- 新型コロナウイルス感染症の対応に携わったり、罹患したりした家族をもつ、または罹患した児童への対応

一方、保護者・地域に対しては、いじめに関する情報の共有と発見・解消に向けての連携に努めなければならない。

① 児童に対して

- ア 児童が、自己有用感を高め自尊感情を育むことができ、学級の一員としての自覚をもてる学級づくりを学級経営の柱とする。
- イ 児童一人一人を大切にしたい楽しい授業・わかる授業を推進し、確かな学力の向上を図るとともに、学習活動での達成感・成就感を味わわせる。
- ウ 「いじめは、人間として絶対に許されない。」という強い意識をもてるような様々な機会を通して指導していく。
- エ いじめを見て見ぬふりをすることは、「(是認の) 観衆」や「(黙認の) 傍観者」としての存在に等しいことや、いじめを見たらやめさせたり、先生や他の友達に知らせたりする行動をとることの大切さを指導していく。

② 教職員

- ア 日常的にいじめについての問題に触れ、「いじめは、人間として絶対に許されない。」という信念をもっていることを、様々な場面において児童に示す。
- イ 児童同士、児童と教員との潤滑油としての役割を自覚し、児童一人一人が自己実現を図れるように、児童が主役の学級経営に努める。
- ウ 思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育や学級指導の充実を図る。
- エ 不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり他の児童によるいじめを助長したりすることのないように、指導のあり方には細心の注意を払う。

- オ 児童や保護者からの訴えには、親身になって聴こうとする姿勢をもつ。
- カ いじめについての理解（構造・発見法・対処法等）を深め、人権感覚を磨き、自己の指導等の検証を行い、日々への指導に生かす。
- キ 一人で問題を抱え込むことなく、管理職への報告や他学年等への協力を求め、組織的な対応を心掛ける。

③ 学校

- ア 全教育活動を通して、「いじめをしない、させない、許さ（見過ごさ）ない」という土壌をつくる。
- イ 年6回（5月、6月、10月、12月、2月、3月）、いじめに関するアンケートを実施し、児童の実態把握に努める。また、いじめが発見された場合は、解消に努めるとともに、いじめについての理解を深め実践力の向上に努める。
- ウ 校長は、全校集会等でいじめに関する講話を行い、「いじめは、人間として絶対に許されない」との人間としての基本と、いじめに気付いた時は、「止めたり、他の者に知らせたりする」という人としてのあり方を児童にわからせる。
- エ 相談箱を設置したり、生徒指導主任、教育相談主任、養護教諭やスクールカウンセラーの役割を知らせたりして、いつでも、誰にでも相談できる体制の構築に努める。また、「SOSの出し方教育」を年間を通じて行う。
- オ いじめ問題に関する取組の多様化を図り、代表委員会等の児童自身の手による取組を促す。

④ 保護者・地域に対して

- ア 児童が発する変化のサインに気付いたときは、早急に学校に相談することの大切さを伝える。
- イ いじめ問題に関する情報を発信する。（学校だより、学校ホームページ、道徳科授業公開等）

(2) 早期発見

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員と児童たちとの信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは、教職員や大人が気付きにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が児童たちの小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させる。

また、児童たちに関わるすべての教職員間で情報を共有し、保護者や地域の方とも連携して情報を収集する。

・・・教職員のいじめに気付く力を高めるには・・・

① 児童たちの立場に立つ

一人一人を人格のある人間としてその個性と向き合い、人権を守り尊重した教育活動を行わなければならない。そのためには、人権感覚を磨き、児童たちの言葉をきちんと受け止め、児童たちの立場に立ち、児童たちを守るという姿勢をもつ。

② 児童たちを共感的に理解する

集団の中で配慮を要する児童たちに気付き、児童たちの些細な言動から、表情の裏にある心の叫びを敏感に感じ取れるような感性を高めることが求められている。そのために、児童たちの気持ちを受け入れることが大切であり、共感的に児童たちの気持ちや行動・価値観を理解しようとするカウンセリング・マインドを高める。

③ 早期発見のための手立て

ア 日々の観察 ～児童がいるところには、教職員がいる。～

休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、児童たちの様子に目を配る。「児童がいるところには、教職員がいる。」ことを目指し、児童たちとともに過ごす機会を積極的に設ける。

また、教室には、日常的にいじめの相談の窓口があることを知らせる掲示をする。

イ 観察の視点 ～集団を見る視点～

成長の発達段階からみると、児童たちは小学校中学年以降からグループを形成し始め、発達の個人差も大きくなる時期でもあることから、いじめが発生しやすくなる。担任を中心に教職員は、学級内にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係がどうであるかを把握する。また、気になる言動が見られた場合、グループに対して適切な指導を行い、関係修復にあたる。

ウ 連絡帳 ～コメントのやりとりから生まれる信頼関係～

連絡帳の活用により、担任と児童・保護者が日頃から連絡を密にとることで、信頼関係が構築できる。気になる内容に関しては、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。

エ 教育相談 ～気軽に相談できる雰囲気づくり～

日常生活の中での教職員の声かけ（チャンス相談）等、児童が日頃から気軽に相談できる環境をつくる。また、5月、10月、2月に教育相談週間を設けて、全児童を対象とした教育相談を実施する等、相談体制を整備する。（相談箱、教育相談室、相談員等の活用）

④ 地域の協力を得るためには

「いじめ対策委員会」を活用することにより、情報提供を依頼する。また、情報交換、協議できる場を設ける。

保護者や地域住民等から学校へのいじめ等の情報の連絡先

電話番号 0478-86-0014

担当：教頭・生徒指導主任・教育相談主任・養護教諭

参考) <教育委員会対応>

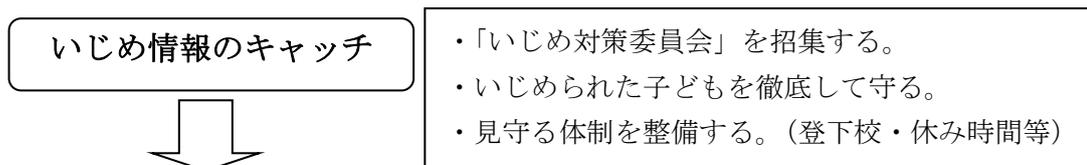
電話番号 0478-86-2311

<24時間いじめ相談ダイヤル>

電話番号 0120-0-78310 (なやみ言おう)

(3) いじめへの対処

① いじめ対応の基本的な流れ



段 階	内 容
正確な実態把握	<ul style="list-style-type: none"> ○当事者双方、周りの児童から聴き取り、記録する。 ○関係職員と情報を共有し、正確に把握する。 ○ひとつの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握する。
指導体制・方針決定	<ul style="list-style-type: none"> ○指導のねらいを明確にする。 ○すべての教職員の共通理解を図る。 ○対応する教職員の役割分担を考える。 ○教育委員会、関係機関との連携を図る。
児童への指導・支援	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめられた児童を保護し、心配や不安を取り除く。 ○いじめた児童に、相手の苦しみや痛みを思いを寄せる指導を十分に行う中で「いじめは決して許されない行為である。」という人権意識をもたせる。 <p style="text-align: center; margin: 5px 0;">保護者との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ○直接会って、具体的な対策を話す。 ○協力を求め、今後の学校との連携方法を話し合う。
今後の対応	<ul style="list-style-type: none"> ○継続的に指導や支援を行う。 ○養護教諭やスクールカウンセラー等の活用も含め心のケアにあたる。 ○心の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級経営を行う。

② いじめ発見時の緊急対応

いじめを認知した教職員は、その時にその場でいじめを止めるとともに、いじめに関わる関係者に適切な指導を行う。併せて、ただちに学級担任、生徒指導主任、教育相談主任に連絡し、管理職に報告する。

ア いじめられた児童・いじめを知らせた児童を守り通す

いじめられていると相談に来た児童や、いじめの情報を伝えに来た児童から話を聴く場合は、他の児童たちの目に触れないよう、場所、時間等に慎重な配慮を行う。また、事実確認は、いじめられている児童といじめている児童を別の場所で行う。状況に応じて、いじめられている児童、いじめ情報を伝えた児童を徹底して守るため、登下校、休み時間、清掃時間、放課後等においても教職員の目の届く体制を整備する。

イ 事実確認と情報の共有

いじめの事実確認においては、いじめの行為を行うに至った経緯や心情などをいじている児童から聴き取るとともに、周囲の児童や保護者など第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握する。なお、保護者対応は、複数の教職員で対応し、事実に基づいて丁寧に行う。

短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職等の指示のもとに教職員間の連携と情報共有を随時行う。

③ いじめが起きた場合の対応

	児童に対して	保護者に対して
いじめられた児童に対して	<ul style="list-style-type: none"> ○事実確認とともに、まず、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。 ○勇気をもって相談したことを肯定的に受け止め、「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。 ○必ず解決できるということを伝える。 ○自信をもたせる言葉をかけるなど、自尊心を高めるよう配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者と面談し、事実関係を伝える。 ○学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。 ○保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。 ○継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。 ○家庭での児童の変化に注意していただき、どのような些細なことでも相談するよう伝える。
いじめた児童に対して	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめた気持ちや状況などについて十分に聴き、児童の背景にも目を向け指導する。 ○心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○正確な事実関係を説明し、事実関係を理解していただく。また、いじめられた児童や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。 ○「いじめは決して許されない行為である。」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。 ○児童の変容を図るために、今後の関わり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。
周りの児童に対して	<ul style="list-style-type: none"> ○当事者だけの問題にとどめず、学級、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。 ○「いじめは決して許さない。」という毅然とした姿勢を、学級、学校全体に示す。 ○はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。 ○いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。 ○いじめに関するマスコミ報道や、体験事例等の資料をもとにいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。 	

継続した指導	<p>○いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行う。</p> <p>○教育相談、連絡帳などで積極的にかかわり、その後の状況について把握に努める。</p> <p>○いじめられた児童のよさを見つけ、褒めたり、認めたりして肯定的にかかわり、自信を取り戻させる。</p> <p>○いじめられた児童、いじめた児童双方に養護教諭への相談や関係機関の活用を含め、心のケアにあたる。</p> <p>○いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立て、いじめのない学級づくりへの取組を強化する。</p>
--------	---

④ ネット上のいじめへの対応

インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める。

未然防止には、児童のパソコンや携帯電話、スマートフォン等を第一義的に管理する保護者と連携した取組を行う。早期発見には、メールを見たときの表情の変化やスマートフォン等の使い方の変化など、被害を受けている児童が発するサインを見逃さないよう、保護者との連携に努める。

「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案によっては、警察等の専門的な機関と連携して対応していく。

ア ネット上のいじめとは

パソコンやスマートフォン等を利用して、特定の児童の悪口や誹謗中傷等をインターネット上のWebサイトの掲示板などに書き込んだり、メールを送ったりする方法でいじめを行うこと。また、オンラインゲームの中で、相手を傷つけるような乱暴な言葉遣いをしたり、仲間外れにしたりする方法でいじめを行うこと。

イ 未然防止のためには

学校での情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導を行う。

○ 保護者会等で伝えたいこと

【未然防止の観点から】

- ・ 児童たちのパソコンやスマートフォン等を第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく、家庭において児童たちを危険から守るためのルールづくりを行うこと、特に、スマートフォンを持たせる必要性について検討する。
- ・ インターネットへのアクセスは、「トラブルの入り口に立っている」という認識や、知らぬ間に利用者の個人情報流出するといったスマートフォン特有の新たなトラブルが起こっているという認識をもつ。
- ・ 「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に児童たちに深刻な影響を与えることを認識する。

【早期発見の観点から】

- ・ 家庭では、メールを見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込ま

れた児童が見せる小さな変化に気付いた時は躊躇なく問いかけ、即座に、学校へ相談する。

○ 情報モラルに関する指導の際、児童たちに理解させるポイント

インターネットの特殊性による危険や児童たちが陥りやすい心理を踏まえた指導を行う。

【インターネットの特殊性を踏まえて】

- ・ 発信した情報は、多くの人にすぐに広まる。
- ・ 匿名でも書き込みをした人は、特定できる。
- ・ 違法情報や有害情報が含まれている。
- ・ 書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、被害者の自殺だけでなく、傷害など別の犯罪につながる可能性がある。
- ・ 一度流出した情報は、簡単には回収できない。

ウ 早期発見・早期対応のためには

○ 関係機関と連携したネット上の書き込みや画像等への対応

- ・ 書き込みや画像の削除、チェーンメールへの対応等、具体的な対応方法を児童、保護者に助言し、協力して取り組む。
- ・ 学校、保護者だけでは解決が困難な事例が多いので、警察等の専門機関との連携を図る。

○ 書き込みや画像の削除

被害の拡大を防ぐために、専門機関等に相談する。

※学校非公式サイトの削除も同様

【指導のポイント】

- ・ 誹謗中傷を書き込むことは、「いじめ」であり、決して許される行為ではない。
- ・ 匿名で書き込みができるが、書き込みを行った個人は必ず特定される。
- ・ 書き込みが悪質な場合は、犯罪となり、警察に検挙される。

○ チェーンメールの対応

【指導のポイント】

- ・ チェーンメールの内容は、架空のものであり、転送しないことで、不幸になったり、危害を加えられたりすることはない。
- ・ 受け取った人は迷惑し、友人関係を損ねるので絶対に転送しない。内容により、「ネット上のいじめ」の加害者となる。

⑤ 関係機関との連携

学校だけで解決が困難な事案に関しては、教育委員会や警察、地域等の関係機関との連携が不可欠である。連携を図るためには、管理職や生徒指導主任を中心として、日頃から学校や地域の状況についての情報交換などいわゆる「顔の見える連携」が必要となる。

ア 教育委員会との連携

学校においていじめを把握した場合には、学校で抱え込むことなく、速やかに教育委員会へ報告し、問題の解決に向けて指導助言等の必要な支援を受

ける。

解決が困難な事案については、必要に応じて教育委員会が主導し、警察や福祉関係者等の関係機関の専門家を交えて対策を協議し、早期の解決を目指す。

イ 出席停止について

いじめを繰り返している児童に対しては、日頃からきめ細かな指導や教育相談を粘り強く行う。しかし、指導の効果があがらず、他の児童の心身の安全が保障されない等の恐れがある場合は、出席停止の措置を含めた対応を検討する。
(学校教育法第35条)

※出席停止の制度は、本人の懲戒という観点からではなく、学校の秩序を維持し、他の児童の教育を受ける権利を保障するという観点から設けられている。

ウ 警察、その他関係機関等との連携

学校でのいじめが暴力行為や恐喝など、犯罪と認められる事案に関しては、早期に所轄の警察署や青少年センター、補導委員会等に相談し、連携して対応する。児童の生命・身体の安全がおびやかされる場合には、直ちに通報する。

いじめた児童のおかれた背景に、保護者の愛情不足等の家庭の要因が考えられる場合には、東庄町役場健康福祉課、児童相談所、民生児童委員等の協力を得ることも視野に入れて対応する。

⑥ 評価

「いじめの問題への取組についてのチェックポイント」を作成、利用し、いじめ問題に関する取組を評価する。年2回アンケートを実施し、評価結果から全教職員で改善策を検討、課題を克服するためへの実践とつなげるPDCAサイクルを確立する。

(4) 重大事態への対処

① 重大事態の意味

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(いじめ防止対策推進法 第28条)

② 被害の児童の保護・ケア

- ア 被害の児童に対して複数の教員が個別に対応
- イ 養護教諭によるケア
- ウ 適応指導教室への通級等の実施

③ 加害の児童への働きかけ

- ア 別室での学習の実施
- イ 警察への相談・通報
- ウ 懲戒や出席停止

エ 加害の児童とその保護者に対するケア

④ 教育委員会・関係機関との連携

ア 東庄町教育委員会への報告と連携

⇔⇔地方公共団体の長に報告・調査

イ 児童相談所等の福祉機関との連携

⑤ 保護者・地域との連携

ア いじめ対策緊急保護者会の開催

イ P T A本部役員会の活用

ウ 民生児童委員等との連携

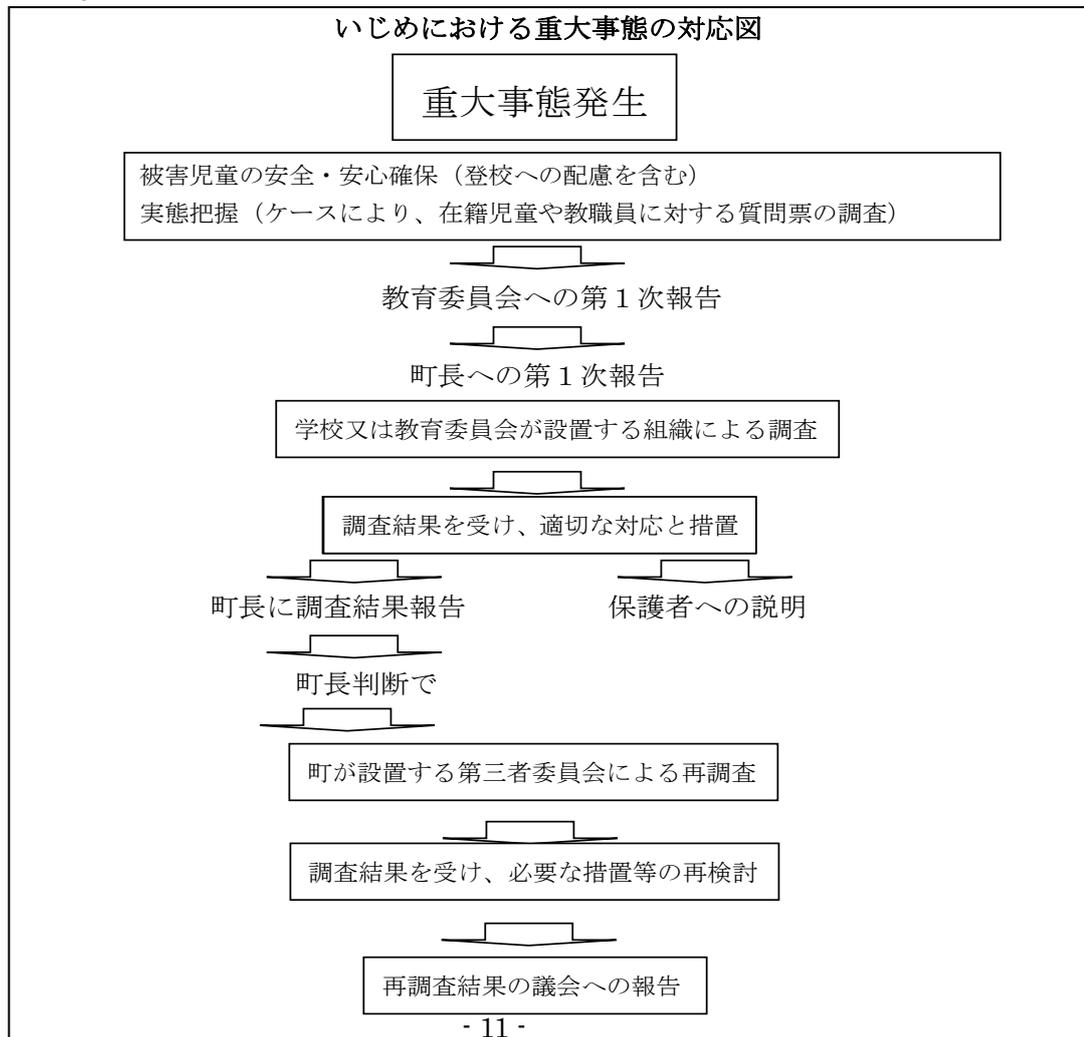
⑥ いじめ防止対策推進法に基づく対応

ア 推進法第28条に基づく調査

教育委員会は、重大事態に対処し、同種の事態の発生を防止するため、「重大事態調査委員会」を設置し、事実関係を明確にするための調査を実施する。町教育委員会が設置する「重大事態調査委員会」による調査が円滑に行われるよう、必要に応じて支援する。

イ 推進法第30条に基づく再調査

地方公共団体の長は、必要があると認めるときは、法第30条が規定する附属機関を設けて調査を行う等の方法により、学校や教育委員会の行った調査について再調査を実施する。再調査に当たっては、学校は全面的に協力をする。



6 その他

- (1) 学校いじめ防止基本方針を学校ホームページで公開する。
- (2) 学校いじめ防止等基本方針は、毎年度、学校評価等を活用し見直す。
- (3) その他いじめの防止等に関する措置を講ずる。

令和7年度 いじめ対策 年間計画

月	道徳教育の充実	相談体制の整備	定期的なアンケート	家庭との連携
4	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-bottom: 5px;">いじめ防止啓発強化月間</div> ○イエローリボン運動	○第1回 いじめ対策委員会 ○相談室、相談員、 相談箱、相談窓口 の確認		○いじめ防止 基本方針
5		○第1回教育相談	○教育相談 ○いじめに関するアンケート ○学校生活アンケート	
6	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-bottom: 5px;">命を大切にするキャンペーン</div> ○人権標語の作成		○いじめに関するアンケート	
7		○第2回 いじめ対策委員会	○学校生活アンケート	
8				
9			○学校生活アンケート	
10	○道徳授業研修	○第2回教育相談	○教育相談 ○いじめに関するアンケート	
11			○学校生活アンケート	
12	○レッドリボン運動		○いじめに関するアンケート	
1			○学校生活アンケート	
2		○第3回教育相談	○教育相談 ○いじめに関するアンケート	
3		○第3回 いじめ対策委員会	○いじめに関するアンケート	

児童用のいじめ防止啓発リーフレットを活用した授業（年一回）

令和6年4月1日改
令和7年4月1日改